

## 目次・トピックス

- 市・県民税と所得税の申告...1~2
- 市職員の定員の状況を公表...3
- <暮らしの情報>...4~11
- 屋外運動施設の使用料を変更...5
- がん検診と健康教室の費用を一部個人負担...6
- <市民情報>...12 <相談案内>...13

# お知らせ版 2004. 1.25

2月16日(月)~ 3月15日(月)

## 市・県民税と所得税の申告期間

市・県民税の申告は、毎年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があった方に義務付けられています。一方、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税額を精算するためのものです。申告が必要かどうかは、下のフローチャートを参考にしてください。なお、申告手続きなど、詳しくは2ページをご覧ください。

サラリーマンなどの給与所得者

2か所以上の会社から給与の支給を受けている

yes no

確定申告が必要

年収が2,000万円を超えている

yes no

確定申告が必要

給与以外の所得がある

yes no

その所得が20万円を超えている

申告不要

※年末調整を受けていない場合は市・県民税の申告が必要

yes no

確定申告が必要

市・県民税の申告が必要

自営業者

確定申告をする

yes no

市・県民税の申告は不要

市・県民税の申告が必要

学生・主婦などでパート・アルバイトをしている

年収が103万円を超えている

yes no

確定申告が必要

市・県民税の申告が必要

※年末調整を受けている場合は不要

※年末調整を受けている場合は不要

申告が必要な方は2ページへ

専業主婦などで所得がない

申告不要

